

外来腫瘍化学療法診療料1に係る掲示

(令和8年5月4日現在)

当院は以下の対応を行っております。

- 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されています。
- 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保できています。
- 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的に開催しています。

小田原市立総合医療センター